

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 17 日

国立大学法人九州大学

総長 石 橋 達 朗 殿

国立大学法人九州大学

監事 山口 美矢（自署）

監事 堀 芳郎（自署）

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 6 項及び同法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「当法人」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度）の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、監査の方針等に従い、総長、理事、監査・コンプライアンス室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査・コンプライアンス室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、部局等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、当法人におけるガバナンス体制や総長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、財務担当部署から財務情報について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

(2) 内部統制システムの整備及び運用の状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正の行為又は法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。また、損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しており、決算報告書は、当法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しています。